

中泊町農業委員会会議録

令和6年4月10日

中泊町農業委員会

令和6年中泊町農業委員会4月定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月10日(水) 15時30分～

2. 開催場所 委員会室1

3. 出席委員(14人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	葛西 誠		
委 員	1番	大川 勝仁	2番	藤田 次男
	3番	青山 邦榮	4番	佐々木 清英
	5番	澤田 健吾	6番	瓜田 益子
	7番	三上 孝	8番	小野 美恵子
	9番	外崎 満幸	10番	松田 耕司
	11番	佐藤 正樹		
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員(1人)

委 員	12番	工藤 正太		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

【議案】

議案第 1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第 2号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第 3号 中泊町農用地利用集積等促進計画の作成について

議案第 4号 競売等買受適格者の証明について

議案第 5号 「農業委員会の適正な事務実施について」の活動の点検・評価及び最適化活動の目標の認定等について

議案第 6号 中泊町農地移動適正化あっせん基準の改正について

第4 協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 古 川 幹 人

次 長 古 川 優

係 長 打 越 賢 一

主 査 谷 伊久弥

7. 会議の概要

事務局
(局長)

ただいまから、令和6年中泊町農業委員会4月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、3番青山委員、4番佐々木委員にお願いいたします。

なお、本日の会議の書記には、事務局職員の古川次長、打越係長を指名いたします。以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第1号

事務局
(打越)

3ページをご覧ください。
報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。令和6年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の合意解約は、3件ございました。
内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第1号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第2号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第2号

事務局
(古川)

10ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出（農地の相続等の届出）について、別紙のとおり報告する。令和6年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

3月の相続等の届出は3件ございました。詳しい内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第2号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第1号

議長
(会長)

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(古川)

13ページをご覧ください。議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和6年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第1号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

大川委員

議席1番、大川です。それでは報告いたします。去る4月1日、私と藤田委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が1件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(古川)

14ページをご覧ください。

受付番号1番は、今泉字布引地内の田2筆、面積は431㎡の贈与です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま。

以上、受付番号1番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

議長
(会長)

事務局
(打越)

次に、議案第2号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

16ページをご覧ください。議案第2号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和6年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次ページをお開きください。令和6年4月9日付け中農政第16号で、中泊町長から当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

(所有件移転)

19ページをご覧ください。所有件移転についての申請内容は1件で、内訳は公益社団法人あおもり農業支援センターの売渡が1件となっております。

受付番号1番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、中里字紅葉坂地内他、農地6筆、地目は田、面積は4,819㎡です。売買価格は130万円です。対価の支払い期限は令和6年4月18日を予定しております。

所有件移転については以上です。

(利用権設定)

次に23ページから33ページをご覧ください。
今月の利用権設定は、受付番号1番から19番までの19件です。内訳は再設定が10件、新規が9件となっております。

受付番号1番から受付番号10番は、再設定となりますので詳しくは資料をご覧ください。

28ページをご覧ください。

受付番号11番は新規の設定で、設定する農地は芦野字清水の農地3筆、地目は田、面積は11,081㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は水利費は借主負担、工事費は地主負担。賃借料は10aあたり米2.5俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

29ページをご覧ください。

受付番号12番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字望月の農地7筆他、農地2筆、地目は田、面積は20,588㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、水利費は借主負担、工事費は地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

30ページをご覧ください。

受付番号13番は新規の設定で、設定する農地は今泉字藤の森の農地3筆、地目は田、面積は7,137㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号14番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地5筆、地目は田、面積は22,512㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は水利費は借主負担、工事費は地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

31ページをご覧ください。

受付番号15番は新規の設定で、設定する農地は豊岡字三笠の農地3筆他、農地2筆、地目は田、面積は25,874㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10aあたり35,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号16番は新規の設定で、設定する農地は福浦字若野浦の農地1筆、地目は田、面積は1,963㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10aあたり米2俵の物納。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

32ページをご覧ください。

受付番号17番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地2筆、地目は田、面積は12,030㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり15,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号18番は新規の設定で、設定する農地は八幡字盛山を含む農地8筆、地目は田、面積は24,284㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10aあたり35,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

33ページをご覧ください。

受付番号19番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地3筆、地目は田、面積は12,313㎡の賃貸借です。期間は3年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

利用権設定については以上です。

(農地中間管理事業の利用権設定)

次に37ページから38ページをご覧ください。

今月の農地中間管理機構を通しての利用権設定は受付番号24-1番から受付番号24-3番までの3件です。

受付番号機構24-1番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字望月の農地7筆、他、農地2筆、地目は田、面積は27,375㎡の賃貸借です。期間は10年。土地改良費は地主負担、工事費は取り決め無し。賃借料は10aあたり40,000円の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号機構24-2番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地2筆、地目は畑、面積は388㎡の賃貸借です。期間は10年。土地改良費は取り決め無し。賃借料は10aあたり3,000円の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号機構24-3番は新規の設定で、設定する農地は薄市字飛石の農地2筆、地目は田、面積は5,250㎡、農地中間管理機構の基盤整備事業のための使用賃貸借です。期間は16年。賃貸人と賃借人は同一であり、これまで同農地において耕作していたため、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

議長
(会長)

次に、議案第3号中泊町農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。

議長
(会長)

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局
(打越)

45ページをご覧ください。議案第3号「中泊町農用地利用集積等促進計画の作成について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので審議を求める。令和6年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。令和6年4月8日付け中農政第9号で、中泊町長から当農業委員会会長あてに農用地利用集積等促進計画作成の要請について依頼がありました。

47ページから48ページをご覧ください。
今回の受け手の再配分は1件ございました。
内容につきましては、資料をご覧ください。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第4号

議長
(会長)

次に、議案第4号『競売等買受適格者の証明について』を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(古川)

49ページをご覧ください。議案第4号『競売等買受適格者の証明について』、農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格者証明願いの提出があったので審議を求める。なお、当該適格者が最高価格買受申出人となり農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請を提出した時は、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする。令和6年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

議案第4号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

藤田委員

はい。2番 藤田です。それでは報告いたします。

去る4月1日に、私と大川委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の競売に係る買受適格者の証明願いが1件ございます。調査した結果、耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得の申請と認められます。以上報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本議案について説明をお願いします。

事務局
(古川)

50、51ページをご覧ください。
十三湖土地改良区の公売公告により、1名の方から買受適格証明願の申請がありました。
申請者はこれまで、水稻栽培を中心とした農業経営を行っており、別紙調査書に記載のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可要件のすべてを満たしているものと考えられます。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長
(会長)

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第5号

議長
(会長)

次に、議案第5号「農業委員会の適正な事務実施について」の活動の点検・評価及び最適化活動の目標の認定等についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局
(古川)

53ページをご覧ください。

議案第5号「農業委員会の適正な事務実施について」の活動の点検・評価及び最適化活動の目標の設定等について、「農業委員会の適正な事務実施について」の活動の点検・評価及び最適化活動の目標の設定等について、次のとおり承認を求める。令和6年4月10日提出
中泊町農業委員会会長

54ページをご覧ください。令和6年度最適化活動の目標の設定等についてご説明いたします。

1の農業委員会の現在の体制につきましては任命が令和6年3月28日であり任期満了日が令和9年3月27日となります。

2の農家・農地等の概要の総農家数、基幹的農業従事者数は農林業センサスに基づいて記載しております。

認定農業者は令和4年度末より16名増の371名、基本構造水準到達者は12名減の34名認定新規就農者は増減なし、農業参入法人は2法人増の17法人となっております。

55ページをご覧ください。最適化活動の目標となっております。

1. (1)①農地の集積の現状は令和4年度までの集積面積は2988.32ヘクタール、集積率は81.2%となっております。②目標は今年度の新規集積面積を5ヘクタールとしております。(2)遊休農地の解消につきましては1号遊休農地面積が0ヘクタールなっていることから、②目標の項目につきましてはいずれも0ヘクタールとしております。56ページをご覧ください
(3)新規参入の促進①現状については令和4年度は1経営体が新規となっております。②目標面積は、過去3年度の権利移動面積の1割以上となっておりますので23.6ヘクタールとしております。2. 最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標は1人当たりの活動日数を月13日を設定しております。(2)活動強化月間は7月、9月、11月の3回としております。(3)新規参入相談会は7月の1回を予定しており5名の参加者を見込んでおります。以上で令和6年度最適化活動の目標の設定等についてご説明いたしました。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第5号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第6号

議長
(会長)

次に、議案第6号「中泊町農地移動適正化あっせん基準の改正について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局
(打越)

57ページをお開きください。
議案第6号「中泊町農地移動適正化あっせん基準の改正について」農地移動適正化あっせん事業実施要領等の一部改正に伴い、中泊町農地移動適正化あっせん基準について、次のとおり改正をしたいので承認を求める。令和6年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

中泊町農地移動適正化あっせん基準について、農業振興地域整備計画や農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更、国の実施要領等の一部改正に伴い、随時見直しをおこなうこととされているため改正案を事務局が作成し、58ページから62ページのとおり、農地移動適正化あっせん事業実施要領第5条に基づき、令和6年3月18日付、中農委75号において、つがるにしきた農業協同組合代表理事組合長、小田川土地改良区理事長、十三湖土地改良区理事長、中泊町長宛、計4関連機関に意見を求めたところ、4機関すべてにおいて異議無しとの回答を得ました。

事務局
(打越)

63ページから70ページをご覧ください。「中泊町農地移動適正化あっせん基準」の新旧対照表です。右側が現行(改正前)で左側が改正後です。改正ポイントは、第2条(1)の改正、(2)(3)の削除等にあります。第4条の改正、(2)(3)の削除。第5条(2)の改正、第7条の新設、第8条の改正、第9条(1)、(2)、(12)の改正でございます。内容詳細につきましては、資料をご覧ください。

71ページから121ページをご覧ください。細則も改正がございます。大きなポイントといたしましては94ページに示してあるとおり、基準経営面積がこれまでの244aから430aへの改正でございます。内容詳細につきましては、資料をご覧ください。

なお、今回の一部改正案にあたっては、事前に県と協議しており、本日の定例会の議決をもって、県に認定申請することになっております。

説明については以上でございます。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第6号は原案のとおり決定いたします。

◎報告・協議事項

議長
(会長)

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局
(打越)

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他
(資料に基づいて、内容説明)

議長

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。それでは、これもちまして、令和6年中泊町農業委員会4月定例総会を閉会いたします。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年4月10日

農業委員会
会 長 (松坂 龍美) 松坂 龍美
署名委員 (青山 邦榮) 青山 邦榮
署名委員 (佐々木 清英) 佐々木 清英
署名委員 佐々木 清英